

第2期甲斐市耐震改修促進計画

令和3年度 ～ 令和7年度



甲 斐 市

目 次

第1章 計画の概要

1	計画の背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	これまでの主な取り組み	2

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1	想定される地震の規模・被害の状況	3
2	耐震化の現状	5
3	耐震改修等の目標設定	11

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	12
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	13
3	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	15
4	地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	15
5	地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	16

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1	地震ハザードマップの作成・公表	17
2	相談体制の整備及び情報提供の充実	17
3	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	17
4	自治会等との連携に関する事項	17
5	税制の周知・普及	17

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1	県、市町村、関係団体による体制の整備	18
2	本市内での耐震化促進体制の整備	18
3	計画の進行管理	18

第1章 計画の概要

1 計画の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、住宅・建築物の倒壊等により多数の人命が犠牲になったこと、また、特に昭和56年の建築基準法改正における「新耐震設計基準(※1)」以前の建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」(平成7年法律第123号)が制定されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震による被害状況を受け、国は建築物の耐震改修(※2)について、全国的に緊急かつ優先的に取り組むべき課題と位置付け、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化率の目標を定めたほか、この目標の達成のため耐震改修促進法の一部改正(平成17年11月7日公布、平成18年1月26日施行)により、国土交通大臣による基本方針及び都道府県による耐震改修促進計画の策定等が規定されました。

山梨県では平成19年7月に「山梨県耐震改修促進計画」を策定し、甲斐市でも、「甲斐市耐震改修促進計画(以下「第1期計画」という。)」を平成21年7月に策定しました。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしたことから、平成25年に建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、耐震改修促進法が大きく改正(平成25年5月29日公布、平成25年11月25日施行)されました。

平成28年3月には「山梨県耐震改修促進計画」が改定され、甲斐市も「第1期計画」を改定し、平成28年4月から令和2年度までの5年間延長するとともに、所要の見直しを行い木造住宅等の耐震化の推進に取り組んできました。

更に、平成30年6月の大阪府北部地震で、ブロック塀の倒壊による人的被害や通行障害が生じたことを受け、耐震改修促進法施行令が一部改正(平成30年11月30日公布、平成31年1月1日施行)されました。緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に附属し、地震時に道路の通行障害を生じるおそれのあるブロック塀等(※3)を通行障害建築物に追加することになり、通行障害の防止のため、建築物に附属するブロック塀等について耐震診断が義務付けられました。

これらの背景を受け、耐震改修促進法の改正に基づく新たな内容を検討し、「第2期甲斐市耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があります。

※2 地震に対する安全性の向上を目的として行う増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。

※3 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある、前面道路中心線からの距離の1/2.5倍を超える高さのブロック塀等。

2 計画の目的

本計画は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定したものです。

また、山梨県耐震改修促進計画、山梨県地域防災計画及び甲斐市地域防災計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めています。

4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とし、耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて期間の途中でも見直しを行います。

5 これまでの主な取り組み

(1) 木造住宅耐震化事業の実施

昭和56年5月以前に建築された木造住宅に対し、建築士を派遣し無料の耐震診断を行いました。

平成28年度からの実施件数は令和2年度末で78件となっています。診断結果をみると、総合評点が0.7未満で「倒壊する可能性が高い」と判定された木造住宅が59件で75.6%と最も高く、0.7以上1.0未満の「倒壊する可能性がある」が16件で20.5%、1.0以上の「一応倒壊しない」が3件で3.9%となっています。

また、耐震診断を実施した78件のうち7件が市の補助事業で耐震改修工事を実施しましたが、これは耐震診断実施件数の9.0%に留まっています。

今後は、対象となる木造住宅の耐震診断実施の更なる促進に加え、診断後の改修実施につなげていくことが必要となります。

(2) 耐震啓発活動（耐震啓発ローラー作戦）の実施

耐震化の必要性の周知及び耐震化の推進のため、自治会や（社）山梨県建築士会に協力をいただき、戸別訪問による耐震啓発ローラー作戦を実施しました。

平成28年度からこれまでに7自治会489件を訪問しました。訪問の結果、24件の耐震診断の申し込みがあり、耐震診断実施総数78件の30.8%にあたります。

今後も引き続き啓発活動を行い、耐震化事業の認知度を向上させるとともに、耐震診断の実施を促進していく必要があります。

(3) 建築物防災出張講座の実施

建築物の耐震化に対する意識向上を図るため、県で行う自治会や自主防災組織等を対象とした「建築物防災出張講座」の開催周知により、本市では平成28年度からこれまでに2地区、延べ96人の方に参加していただきました。

今後も引き続き本講座などを活用し、県と連携して市民に耐震化に関する情報提供を積極的に行う必要があります。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ① 東海地震
- ② 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ③ 釜無川断層地震
- ④ 藤の木愛川断層地震
- ⑤ 曾根丘陵断層地震
- ⑥ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、③～⑥は、活断層による地震です。

(1) 想定される地震の規模

想定される地震の規模及び位置は、次のとおりです。（表1-1・図1-1）

表1-1 想定される地震の規模 [出典：山梨県地域防災計画（令和2年11月）]

想定される地震	想定される地震の規模
東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。
南関東直下プレート境界地震	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。
釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、旧増穂町、南アルプス市に分布。
藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
曾根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。



図 1-1 想定される地震の位置 [出典：山梨県地域防災計画（令和 2 年 11 月）]

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（平成 8 年 3 月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告（平成 17 年）によると、本市及び山梨県の人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝 5 時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方 6 時を想定しています。（表 1-2）

表 1-2 想定される地震による人的被害想定

[参考：山梨県地域防災計画（令和 2 年 11 月）、甲斐市地域防災計画（平成 30 年 4 月）]

（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	371 2	669 16	5,404 138	6,444 156
南関東直下プレート境界地震	101 1	473 23	5,181 266	5,755 290
釜無川断層地震	2,425 183	1,921 186	21,240 2,048	25,586 2,417
藤の木愛川断層地震	1,828 18	1,772 83	19,982 950	23,582 1,051
曾根丘陵断層地震	809 10	980 59	11,085 681	12,874 750
糸魚川-静岡構造線地震	733 30	1,007 96	11,406 1,107	13,146 1,233

（上段：山梨県，下段：甲斐市）

(3) 建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（平成 8 年 3 月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成 17 年）によると本市及び山梨県の建物被害は、次のとおりです。（表 1-3）

表 1-3 想定される地震による建物被害想定

[参考：山梨県地域防災計画（令和 2 年 11 月）、甲斐市地域防災計画（平成 30 年 4 月）]

（単位：棟）

	全 壊	半 壊	合 計
東海地震	6,559 29	31,418 776	37,977 805
南関東直下プレート境界地震	1,763 36	14,949 469	16,712 505
釜無川断層地震	50,804 3,816	56,664 4,196	107,468 8,012
藤の木愛川断層地震	38,169 419	56,370 2,771	94,539 3,190
曾根丘陵断層地震	16,888 243	33,505 1,733	50,393 1,976
糸魚川－静岡構造線地震	15,288 664	39,350 3,282	54,638 3,946

（上段：山梨県，下段：甲斐市）

2 耐震化の現状

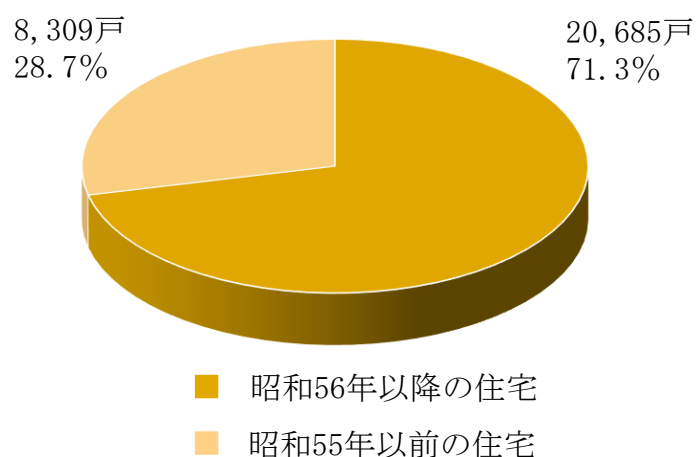
(1) 住宅建築時期別の状況等（甲斐市固定資産課税台帳使用の場合）

令和 2 年度固定資産課税状況における家屋の集計によると、甲斐市内の住宅総数は、28,994 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、8,309 戸で全体の 28.7%となっています。（表 1-4）

表 1-4 建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数				
28,994	昭和 55 年以 前の住宅	8,309 (28.7%)	昭和 56 年以 降の住宅	20,685 (71.3%)



※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降に分ける必要がありますが、令和2年度の課税状況である「概要調書」を基に、便宜上、昭和55年以前と昭和56年以降の区分を採用しています。

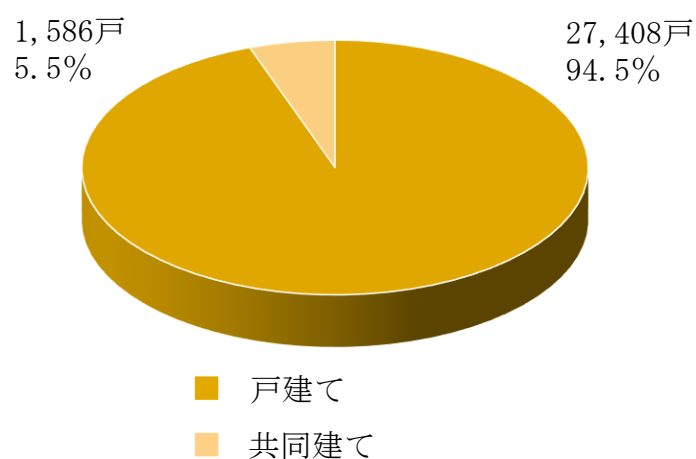
甲斐市内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が27,408戸と住宅総数の94.5%を占めています。また、戸建て住宅の29.9%の8,205戸が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は28.3%となっています。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された戸数は104戸で共同建て住宅総数の6.6%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、共同建て住宅戸数は、1,586戸で住宅総数に対する割合は5.5%と低くなっています。（表1-5）

表1-5 建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	①		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
		28,994	8,309		20,685	
戸建て	27,408	94.5%	8,205	29.9%	19,203	70.1%
共同建て	1,586	5.5%	104	6.6%	1,482	93.4%



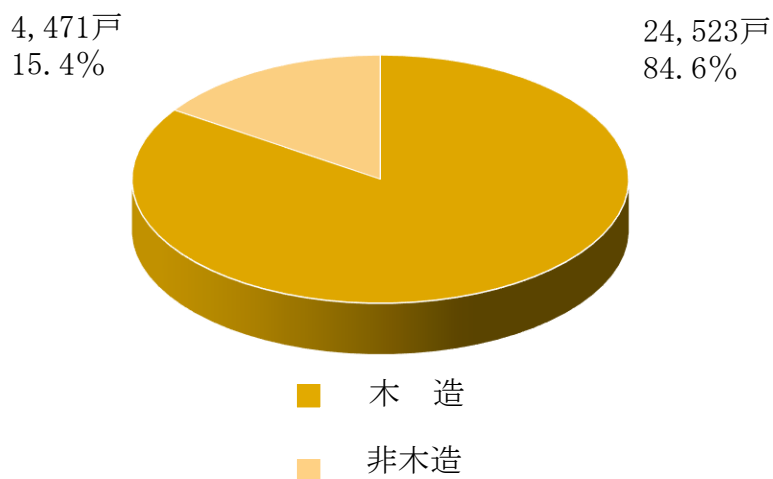
住宅の構造別に見ると、木造住宅は24,523戸あり、住宅総数の84.6%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が7,514戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の90.4%を占めています。(表1-6)

表1-6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	①	28,994	③	8,309	⑤	20,685
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	24,523	84.6%	7,514	90.4%	17,009	82.2%
非木造	4,471	15.4%	795	9.6%	3,676	17.8%



(2) 住宅の耐震化の現状

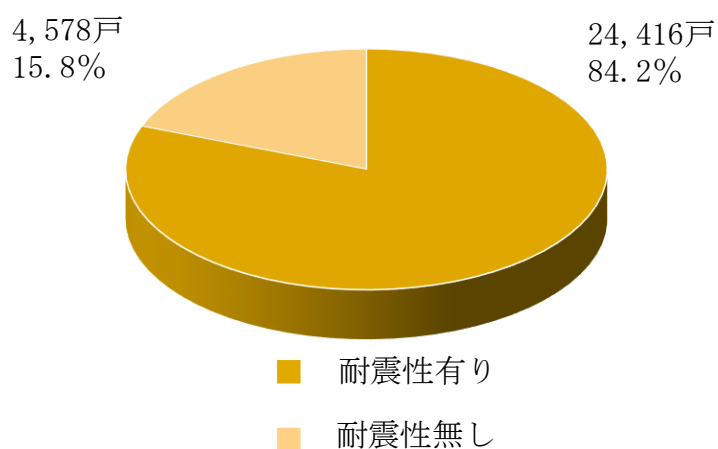
新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するものを加えると、耐震性のある住宅数は24,416戸になり、市内における住宅の耐震化率は、令和2年度末で84.2%と推計されます。

(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤) 28,994	昭和55年 以前の 住宅 ② 8,309	耐震性を有するもの ③ 3,731		耐震性が 無いもの ④ 4,578	昭和56年 以降の 住宅 ⑤ 20,685	耐震性有 の住宅数 ⑥ (③+⑤) 24,416	耐震化率 (令和2年度末) ⑦ (⑥/①) 84.2%
		③のうち 補助事業 により耐 震改修を 実施した もの 7					



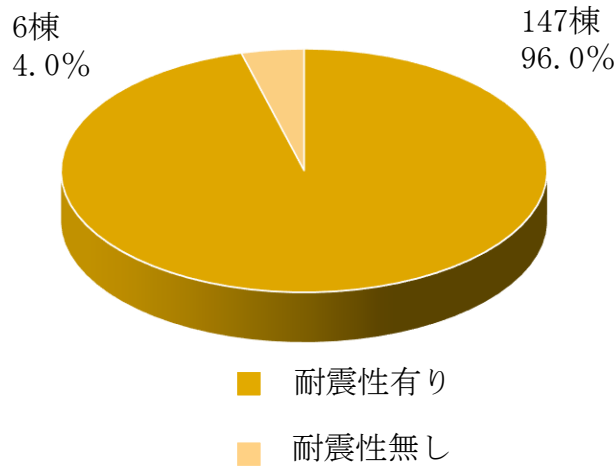
(3) 特定建築物等の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、153棟あります。このうち昭和55年以前に建築された23棟の中で耐震性を有するもの4棟と耐震改修を実施したものの13棟を昭和56年以降に建築された130棟に加えた、147棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和2年度末で96.0%となります。(表1-8)

表 1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位：棟)

	特 定 建築物等 ① (②+⑥)	昭和 55 年 以 前 の 特定建築物等			昭和 56 年 以 降 の 特定建築物等 ⑥	耐震性有の 特定建築物等 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 (令和 2 年度末) ⑧ (⑦/①)	
		耐震性を 有するもの ③	耐震改修を 実施したもの ④	耐震性が 無いもの ⑤				
市有	49	15	3	12	0	34	49	100%
民間	104	8	1	1	6	96	98	94.2%
合計	153	23	4	13	6	130	147	96.0%



また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の 3 つに区分すると、耐震化率の現状は次ページのとおりです。(表 1-9)

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

なお、市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は 49 棟あり、平成 27 年度末までに全ての建築物において耐震化は終了しています。

表 1-9 令和 2 年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の現状
(単位：棟)

区分	用途	令和 2 年度末現在				
		昭和 55 年 以前の 建築物 ①	昭和 56 年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 ⑤ (④/③)
災害時の拠点 となる建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	16	39	55	55	100%
	市有建築物	15	27	42	42	100%
	民間建築物	1	12	13	13	100%
不特定多数の者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	1	18	19	18	94.7%
	市有建築物	0	2	2	2	100%
	民間建築物	1	16	17	16	94.1%
特定多数の者が 利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	6	73	79	74	93.7%
	市有建築物	0	5	5	5	100%
	民間建築物	6	68	74	69	93.2%
計		23	130	153	147	96.0%
	市有建築物	15	34	49	49	100%
	民間建築物	8	96	104	98	94.2%

※ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するか否かにかかわらず、次に掲げる建築物をいい、耐震改修促進法第 14 条に規定する「特定建築物」（建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）と区別している。

- 法第 14 条第 1 号に規定する建築物を「多数の者が利用する特定建築物等」という。
- 法第 14 条第 2 号に規定する建築物を「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。
- 法第 14 条第 3 号に規定する建築物を「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」を対象とします。

住宅の耐震化率の目標設定

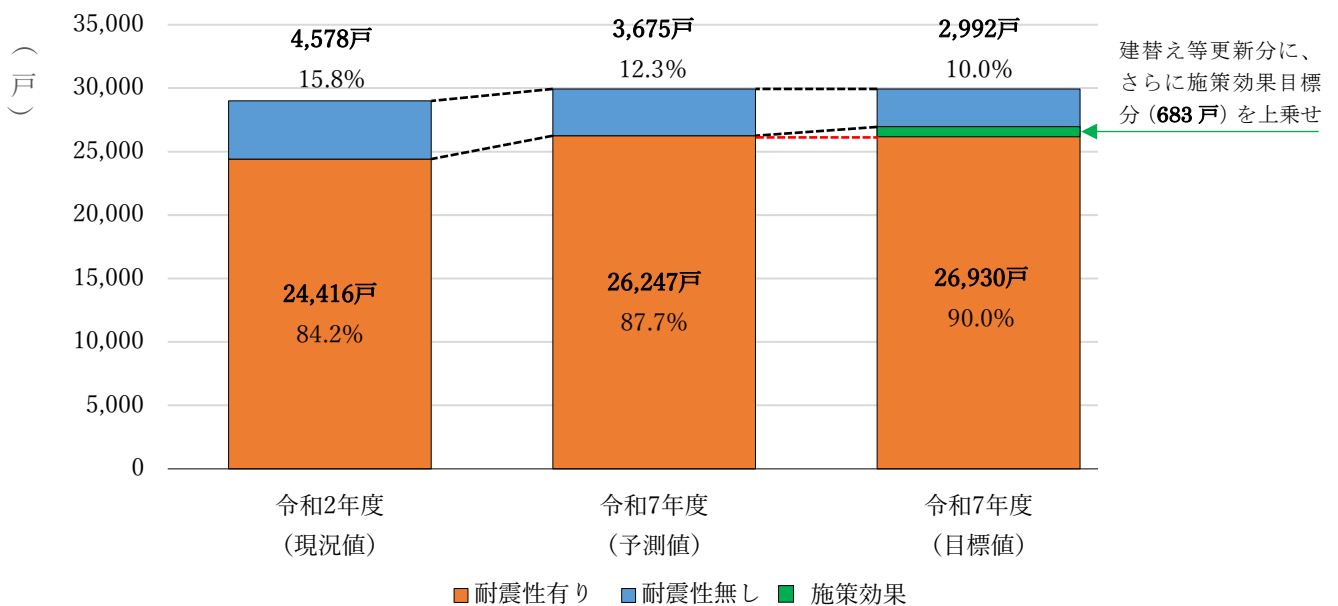
令和7年度末における住宅の耐震化率の目標は、国の基本方針において、令和7年度までに少なくとも95%にすることを目標としており、県では、これまでの耐震化の進捗状況を考慮し95%を目標としています。

甲斐市の現況値は、令和2年度末で84.2%であり、第1期計画の目標値である90%に達していないことから、令和7年度末の予測値である87.7%に、施策効果目標分を上乗せし、住宅の耐震化率の目標を90.0%とします。（表1-10）

表1-10 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	耐震性有 の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 ⑦ (⑥/①)	耐震化率 の目標 令和7年度末 ⑧ (⑥/①)	
		②	耐震性を 有するもの ③					耐震性が 無いもの ④
令和2年度 (現況値)	28,994	8,309	3,731	4,578	20,685	24,416	84.2%	
令和7年度 (予測値)	29,922	7,686	4,011	3,675	22,236	26,247	87.7%	
令和7年度 (目標値)	29,922	7,686	4,694	2,992	22,236	26,930		90.0%



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、市は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者等や県及び建築関係団体等と相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し本計画を着実に実施することとします。

(1) 市の役割

安全・安心については、地方公共団体の重要な責務であり、県や関係市町村と連携しながら住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行うことができる環境を引き続き整えます。

(2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努める必要があります。

特に、耐震改修促進法第14条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努める必要があります。

(3) 建築関係団体等の役割

建築関係団体及び建築士関係団体は、建築の専門知識を有しており、また、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震化の普及・啓発に努める必要があります。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、国や県の耐震診断及び耐震改修の補助制度を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

本計画で、市が実施する支援事業の概要は、次のとおりです。各支援事業により、木造住宅の耐震化を促進します。

なお、耐震化の促進に関しては、「甲斐市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し毎年度、住宅の耐震化に係る取り組み目標を設定し、その進捗状況を把握・検証し住宅の耐震化を促進していきます。

■ 木造住宅耐震支援事業

区 分		対象建築物等	助成内容	補助率等	補 助 限度額
①耐震診断事業		昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅	山梨県耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する経費を助成	1/1	45,840 円
②耐震改修工事等事業	設計 + 耐震改修		耐震改修工事等に対する経費の一部を助成	4/5	100 万円
	設計 + 建替え		建替工事等に対する経費の一部を助成	4/5	100 万円
	低コスト工法割増	上記かつ低コスト工法を利用した住宅	耐震改修工事の実施に伴い低コスト工法を利用した住宅に対して、工事に要する経費の一部を助成	1/1	20 万円 (定額)
③耐震シェルター設置事業		昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅	耐震シェルターの設置に要する経費の一部を助成	2/3	24 万円
④木造住宅耐震リフォーム事業		耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断されたもの	耐震改修と同時に行うリフォーム工事に要する経費の一部を助成	1/5	20 万円
⑤生け垣及び花壇推進事業		ブロック塀等を取り壊し、生け垣・花壇を設置する方	ブロック塀等の取壊し経費の一部を助成	取り壊すブロック塀等の面積に 9 千円を乗じた額	18 万円

※詳細については、補助金交付要綱で定めています。

(2) 建築物に関する支援策

特定既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第7条で規定する要安全確認計画記載建築物について、市は県と連携して耐震化への支援を実施します。

なお、上記以外の特定既存耐震不適格建築物については、建築物所有者等が自発的に取り組んでいけるように啓発活動等により耐震化を促します。

■ 災害時避難路通行確保対策事業

区 分		対象建築物	助成内容	補助率	補 助 限度額
①耐震診断事業		要安全確認 計画記載建 築物(法第7 条)	要安全確認計画記載建築物(法第7条)に基づいて実施する耐震診断経費を助成	1/1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1,000 m²以内の部分 3,670 円/m² ■ 1,000 m²を超えて、 2,000 m²以内の部分 1,570 円/m² ■ 2,000 m²を超える部分 1,050 円/m² ■ 設計図書の復元費等 1,570,000 円
②耐震改修等設計事業	耐震改修		耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に関する設計経費の一部を助成	5/6	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1,000 m²以内の部分 2,100 円/m² ■ 1,000 m²を超えて、 2,000 m²以内の部分 1,570 円/m² ■ 2,000 m²を超える部分 1,050 円/m²
	建替え		耐震診断の結果に基づいて実施する建替えに関する設計経費の一部を助成	5/6	住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目による設計率を改修工事費相当分に乗じて算出
③耐震改修等工事業	耐震改修		耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に係わる工事経費の一部を助成	11/15	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅(木造) 13,700 円/m² ■ 住宅(非木造) 34,100 円/m² ■ 住宅以外 51,200 円/m² ■ I s 値 0.3 未満 56,300 円/m²
	建替え		耐震診断の結果に基づいて実施する建替えに係わる工事経費の一部を助成	11/15	耐震改修工事に相当する費用と見積価格を比較して安価な方を採用
	除却		耐震診断の結果に基づいて実施する除却に係わる工事経費の一部を助成	11/15	耐震改修工事に相当する費用と見積価格を比較して安価な方を採用

※詳細については、補助金交付要綱で定めています。

3 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

市民への情報提供の充実

市民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報をわかりやすく市の広報誌やウェブサイト等で掲載、公開するとともに、県（建築住宅課及び中北建設事務所）並びに（社）山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介します。

また、県が実施している専門技術者の養成事業との連携を図り、相談しやすい環境の構築に協力します。

なお、今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、本市では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物の把握に努め、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるように、今後も引き続き啓発活動を実施します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、特に避難路、通学路に面したブロック塀等について、所有者等の自主的な点検や注意喚起をお願いするとともに、転倒する危険性の高い箇所については、改修工事がなされるよう引き続き指導します。

特に指導する避難路、通学路とは各学校指定の通学路、緊急輸送道路、住宅や事業所等から避難所及び避難地等へ至る経路（避難路）とします。

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度（※1）に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※1 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「甲斐市地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路が指定されています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となりますので、「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を次の通り指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者等は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

①耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起終点
一般国道 (指定区間)	国道20号	市内全線
	国道52号	市内全線
	国道52号(甲西道路)	市内全線
主要地方道	甲府南アルプス線	昭和町境～南アルプス市境
	甲府韮崎線	甲府市境～国道20号交点
	甲府昇仙峡線	金石橋～長潭橋
	甲斐早川線	国道20号交点～南アルプス市境
	甲斐中央線	国道20号交点～昭和町境
一般県道	中下条甲府線	甲府韮崎線交点～甲府市境
市道	赤坂公園本線	国道20号交点～赤坂台病院
②耐震診断結果の報告期限		
令和5年3月31日(金)まで(消印有効)		
③義務付け対象となる建築物の要件		
以下の両方の要件を満たすもの		
1) 昭和56年5月末日以前に工事着工した建築物		
2) ①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第1項」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物		

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化を促進するために、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップは地震による被害の発生を見通し、市民に避難方法等に関する情報を事前にわかりやすく提供することによって、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できます。このため、本市では「地震ハザードマップ」（平成25年7月）を作成して全戸配布するとともに、ウェブサイトで公表、窓口で配布するなどして地震による揺れやすさや倒壊の危険性、避難方法等の知識の普及に努めています。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市では、県や（社）山梨県建築士会地震相談窓口及び（社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。

また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、本市では耐震改修工事と併せてリフォーム工事を実施する場合には、「木造住宅耐震リフォーム事業」により、補助を行っています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せて耐震改修工事が実施されるよう、情報提供等に努めます。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」（<http://www.refonet.jp/>）等の活用を通じて、リフォームに関する情報を市民に紹介します。

4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、本市では各自治会と連携して、耐震啓発活動（耐震啓発ローラー作戦）の実施や県の建築物防災出張講座などを活用し、地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、各自治会や自主防災組織等と協力して住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5 税制の周知・普及

一定の耐震改修工事を実施した所有者等が、所得税等の特別控除「住宅に係る耐震改修促進税制」を円滑に活用できるよう情報提供を行います。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し 必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

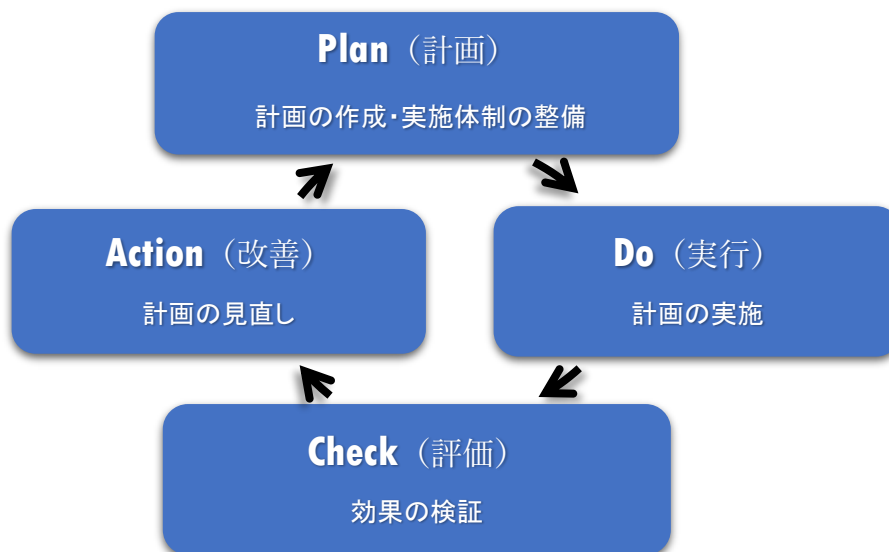
本市では、円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、関係市町村及び県内建築関係団体等による連携等の体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等に努めます。

2 本市内での耐震化促進体制の整備

甲斐市内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行い各自治会や自主防災組織等と協働、協調した促進体制を整備します。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理については、市内住宅・建築物の耐震化についての進捗状況を確認する中で、必要に応じて計画や取り組みの見直しを行いながら、耐震改修促進を推進していくこととします。



第2期甲斐市耐震改修促進計画

令和3年3月

発行 甲斐市

編集 建設産業部 建設課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

電話（代表）055-278-1668 FAX 055-276-7214



甲斐市マスコットキャラクター「やはいぬ」

第2期甲斐市耐震改修促進計画

甲斐市

[令和3年3月発行]